

研究結果報告書

研究結果

本研究は、日本における入札談合の規制を中心に、これまで日本政府により行われてきた入札談合防止策とその成果を研究しています。本研究の主要な内容は以下の部分から構成されます。

「初めに」では、日本において、近年多くの入札談合事件が摘発された状況を紹介し、日本で行われた入札談合防止対策を整理し、これに近年中国で行われた入札談合立法と比較し、日中両国が入札談合の問題を直面する現状を指摘します。

「一、日本における入札談合事件」では、これまで摘発された多くの入札談合事件を取上げ、公共建築事業において入札談合事件が多発し、いわゆる官入札談合を参与する状況概説します。

「二、入札談合を形成する社会制度と文化的背景」では、日本における入札談合制度と取りわけ指名入札制度が入札談合を助長させる主要な原因であること、これを指摘する。また、日本社会において、政治家、官僚と建設企業の間には、いわゆる「鉄の三角」関係が長らく存在し、日本民間でも談合を容認する文化があることを指摘します。

「三、談合入札及び官製談合入札の防止策」では、日本において、2001年「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）」と2003年「入札談合の防止及び防止に関する法律（官製談合防止法）」を中心に、日本の入札談合防止対策を分析する。また、2006年以来、日本独占禁止法改正によりリニエーション制度の導入や、課徴金の対象拡大などの諸政策も分析し、日本における入札談合防止対策の強化を検討します。

「四、日本における入札談合防止対策の成果」では、日本における独占禁止法、官製談合防止法、適正化法、斡旋利得処罰法及び刑法が共に公共事業の入札談合を規制する法体制の成立を議論します。

「五、終わりに」では、日本における入札談合防止法対策の経験を分析することによって、中国における入札談合防止策の構築に資することを論説する。

今後、助成取得者は、こういった研究成果を中国国内の学術研究会で発表し、中国における入札談合防止策を提言して行きたいと考えております。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表（題名・発表者名・会議名・日時・場所等）

2011年10月15-16日に華東政法大学（上海）で開かれる「中国法学会経済法学会研究会2011年年会」に参加し、本研究を論文集に掲載したいと思っております。

テーマ：日本における入札談合規制に関する研究

発表者名：戴 龍

論文（題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等）

今後、本研究をまとめて学術誌にも投稿したいと考えています。

書籍（題名・著者名・出版社・発行時期等）